

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成28年10月27日（木）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 家 令 和 典（東京地方裁判所刑事部判事）  
裁判官 中 島 真一郎（東京地方裁判所刑事部判事）  
検察官 宮 地 佐都季（東京地方検察庁公判部副部長）  
検察官 鈴 木 朋 子（東京地方検察庁公判部検事）  
検察官 森 田 菜 穂（東京地方検察庁公判部検事）  
弁護士 宮 田 桂 子（第一東京弁護士会所属）  
弁護士 安 田 隆 彦（東京弁護士会所属）  
弁護士 飯 塚 亜矢子（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

## 4 議事概要

### 司会者

それでは、始めさせていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます東京地裁の刑事13部の裁判官の家令と申します。どうぞよろしくお願ひします。本日は、覚せい剤の密輸入事件で、なおかつその覚せい剤の認識について否認をしているという事件を御担当になった方にお越しいただいております。いずれの事件も最終的には有罪の結論が一審で出ています。まず最初に、裁判員をお務めになった全般的な感想をお願いします。犯罪の中でも、特に薬物犯罪というのは、テレビドラマでもそれほど密輸入の事件が扱われるわけではありませんし、皆様の常識の範囲をちょっと超えるようないろんな事象が出てくるわけなので、戸惑いがなかったかというようなことを伺えればと思います。また、それはそれとして裁判員裁判に参加するについてどういう御苦勞とかどういう負担があったかというようなこと、参加し終

わった現在、参加してよかったかどうかというようなことを含めて、まず最初に一言ずつお話しただこうと思います。まず、1番の方が担当されたのは、複数の運び屋のうちの1名として海外から覚せい剤を持ち込もうとしたという事件の被告人です。それでは、1番の方から、この薬物犯罪という事件を担当したことの感想、さらには今回参加したことの御負担や参加した後の感想をお話してください。

#### 1番

裁判員に選ばれたこと自体にびっくりしましたが、興味もあったので断ることもなく参加させていただきました。実際、薬物事件の裁判ということで、何か反社会的団体の方が絡んでくるんじゃないかなとか、裁判が終わった後に外で出くわしたりしないかなという心配はあったんですけども、そういった心配もなく無事終わりました。裁判員裁判に参加することについて、負担は特になく、仕事についても、上司にお休みをいただき、仕事に戻ってから上司にもどうだったという質問をされましたし、周りには結構裁判員裁判に興味がある人がいっぱいいたので、参加できてよかったねということを含めみんなに言われました。

#### 司会者

御自身としては裁判員裁判が終わってみて今どのような御感想をお持ちですか。

#### 1番

すごくいい経験になったと思います。今までドラマとかテレビでしか裁判というものに関わりがなかったので、これに参加したことによって、テレビで何か事件が起きて、その事件に対して、この事件だったら裁判官はどういうことを言ってるのかなとか、弁護人がどう弁護してるんだろうなとテレビを見ながら考える見方になったり、実際裁判に興味を持つようになって、2回ほどこちらの裁判所に来て傍聴させていただきました。

司会者

どうもありがとうございます。では、引き続き2番の方ですが、2番の方が担当されたのは、被告人が外国籍で、お酒のボトル複数本に溶かし込んだ覚せい剤を宿泊先のホテルで受け取ろうとしたという事件です。それでは、まず参加された感想等についてお話しいただけますでしょうか。

2番

まず裁判員候補者に選ばれましたということで通知が来て、その後、選任の抽選がありますというお知らせ書面がありました。それまでは、どういった事件なのか分からずに、選任手続の日に初めて事件の内容についての資料に目を通して、ちょっとほっとしたんです。裁判員裁判とといいますと、やっぱり殺人ですとか強盗とか、そういった血なまぐさいといいますか、そういった事件を担当するのかなとちょっとびくびくしてたんですけど、麻薬ということで多少ほっとしながらやらせていただくことになりました。期間的には判決まで7日間で、私としてはちょっと長いかなということで、会社のほうには欠勤届を事前に出して、お休みをいただいて参加させていただきました。社内で経験してる人が少なくて、会社にそれなりに理解していただいて休みをいただいて参加させていただきました。終わった現在の感想は、1番さんと同じなんですけど、非常にいい経験をさせていただいたなというように、私も時間があればぜひここに傍聴に来たいなというふうに思っています。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、引き続き3番の方ですが、3番の方が担当された事件は偶然なんですけど、1番の方が担当された被告人に海外に行って覚せい剤を持ってきてくれと依頼した人物です。それでは、まず全般的な感想をお願いします。

3番

今回裁判に参加させてもらったんですけども、2番さんがお話してましたけれど、殺人事件じゃなかったから安心したというのがまず第一ですね。正直、覚せい剤の罪の重さとかも全然分からなかったですし、実際に参加してみてもうだったというんだったら、正直、そうなんだなと裁判の流れに任せるまましかなかったです。その中で自分の思ったことを少しですけど発言できたのはよかったかなと思います。裁判員裁判に参加する負担が大きかったかということに関してなんですけれども、会社が理解をされていて休暇制度があったので、特に、上司に報告したらそのまますんなりと参加させてもらえました。これは制度が整っていたのと、同僚の方の協力のおかげだと思います。裁判員裁判に参加した後よかったかを感じる点は、よかったです。私の生きてきた中で裁判というのが全くカテゴリーになかったので、今後生活していく中、生きていく中で裁判についての認識が変わりました。ハードルも下がりましたし、裁判所に足を運んでみようかなという部分も実際ありましたので。私も実は家族や友人を誘って傍聴に来てますので、これからも気になる事件だったり報道で流れたことで裁判をちょっと見てみようかなと、できるだけ可能な限り傍聴していきたいかなと思っています。

司会者

どうもありがとうございました。4番の方はちょっと遅れて見えられるようなので、5番の方お願いします。5番の方が担当されたのは、被告人が外国籍で、覚せい剤をキャリーケースに入れて持ってきた事件です。

5番

最初、選ばれたときびっくりして、ちょっと仕事のほうが忙しくて断ろうかなと思ったんです。せっかくの機会だからやろうとは思いますが、期間がちょっと長いがどうだろうかと会社の人々と相談したら、その時間何とかカバーしますよと言ってくれたので、じゃあ負担かけるけどやるよということでやらせていただきました。いろんな方が抽選で選ばれて裁判員を

やるというので、自分も含めてですけど、どうやって話したらレベルがそろ  
うのかなというのを一番感じていましたが、やってるうちに、皆さん公平感  
とかあと物の見方そのものが非常に、しっかり見てるなという感じで、それ  
に私はちょっと驚いたし、ある意味で感激しました。裁判官3人が言葉はあ  
んまりよくないんですけど、非常に私たちのレベルに合わせて話してくれま  
した。教えるというのもあるんでしょうけども、教えるというよりは一緒に  
なってやる、その話のレベルがよくそろって最後まで行ったなという感じで、  
終わった後は非常に一体感が何か出たような形です。そして結論についても、  
まあ概ねこういうふうな判断は私たちは間違っていないような気がします  
ねなんて話で終わったということでございます。

司会者

参加してよかったかどうかという点ですが、いかがですか。

5 番

参加して非常によかったと思っております。ありがとうございます。

司会者

どうもありがとうございました。4 番の方は今お越しになりましたので、  
一通り発言が終わってからお願いします。6 番の方が担当された事件は、被  
告人が外国籍で、スーツケースの中に覚せい剤を持っていたというものです。  
海外で預かってきて日本に持ってきたといった内容の事件です。

6 番

薬物犯罪ということについては、正直ほっとしたというのが正直な感想で  
す。言い方は悪いですけど、恐らく、殺人事件を担当するんじゃないかと、  
裁判員裁判の中でそういうニュースをよく聞いていたので、こちらに伺って  
からほっとしたというのが正直な感想です。裁判員裁判に参加する負担とい  
うことに関して言えば、正直大きかったというところはありますね。会社組  
織の人間ではないので、いろいろな意味で先々の方にアポイントメントをと

ったりとかするということがあったので、そういう点ではちょっと負担がありました。あと、介護をする人がいたので、そういう点でちょっとどうするかという負担もあったんですが、それはカバーできたので問題なかったです。あと、裁判員裁判に参加した後、参加してよかったと感じたかということに関して言えば、正直まだ答えは出ておりません。私が担当した事件に関して言えば、いまだにこれでよかったのかというところもあります。最終的な発言をする際に、これでよかったと思いましたが、それでも量刑から考えると軽かったのではないか、若しくは重かったのではないかという点では正直悩んでおります。

#### 司会者

どうもありがとうございました。では、次に7番の方ですが、7番の方が担当された事件は、外国籍の被告人が、これもキャリアケース内に覚せい剤を持ってきたというものです。では、まず全般的な感想についてお願いします。

#### 7番

裁判員を務めた全般的な感想なんですけども、そもそもこの裁判員裁判の制度という言葉が初めて耳にしたのが私が高校生のときで、何千人に一人という結構な確率で当たるということだったので、当たったらすごい貴重な経験だよみたいな話をしていました。授業で習ったりもしていて、まさかそれに自分が当たるとも思ってなかったもので、率直に言ってびっくりしたというところが一番あります。薬物犯罪というところに関しては、正直もう今までの方が述べられたところでもあるんですけども、殺人事件じゃなかったもので、ある意味ほっとしたというところもあって、この裁判員の依頼を受けようかなといったところもあります。参加する際の負担に関しては、会社としてこの制度に参加する上での理解がちゃんとありましたので、そういった点では上司のオーケーなども得られて、7日間だったんですけども、無事

に終えることができました。裁判員裁判に参加してよかったと感じたところなんですけれども、ニュースの見方が変わったなといったところが一つあります。今まで裁判所は、裁判するところではあるんですけれども、こういった形で裁判が行われていて実際に判決に至っているんだらうというのが自分でもブラックボックス状態で全然分からないところがあったんですが、こういった貴重な経験に参加することができて、今ではニュースそのものの見方もちょっと変わってきたかなといったところで、私は参加してよかったなというふうに感じています。

#### 司会者

8番の方が担当された事件は、偶然ですが3番の方と同じ事件で、要するに覚せい剤を運ぶように依頼した被告人ということですね。では、全般的な感想についてお願いします。

#### 8番

まず、薬物犯罪という事件に当たったというところなんですけれども、既に何名かの方が言われてるんですが、殺人事件ではなかったのも、被害者という方とかその遺族の方とかが法廷の中に実質は全くいらっしゃらなかったということなので、その点は非常に助かったというのが感想です。逆に言うと、被告人が暴力団関係の方だったので、傍聴とかそういうところにそちらの関係の方々が来てるほうがちょっと負担というか、帰りに駅のほうに向かって歩いたら、ずっと傍聴されてる方が何か携帯をいじっていらっしゃったりとかしていて、そういうニアミスとかがちょっとあったりしたので、そういうところがちょっと負担に感じたかなと思っています。裁判員裁判に参加する負担についてなんですけど、個人的にはタイミングもあったのですが、ほとんど感じませんでした。裁判員の候補者に登録されたというのは年初に上司と直属の課長には報告しておまして、それがよかったのか、今度行きますというところも当たりましたというのも事前に話をしておいたからか、

裁判に行ってる間の勤務処理もスムーズに全部滞りなく済みましたので問題はありませんでした。ただ、当然、引継ぎ等はしましたので、代わりにやっていた会社の中の方々にはちょっと迷惑をかけたかなと思います。後で帰ってきて聞いたり、メールを見ると、こんなこともやってくれていたんだ、引き継いでなかったのに大変だったなとか、そういうことは後で感じて申し訳なかったなと思うことはありました。今回の裁判員裁判に参加してよかったか悪かったかということですが、総論としてはよかったなと感じています。覚せい剤の案件だったので、非常にその辺はそんなに考え込むこともなく参加できたということと、参加したメンバーと色々な話をしながら、もちろん裁判官とも話ができましたし、人生の中でなかなかできない貴重な体験をさせていただいたなということもあり、全体的によかったなと感じています。

#### 司会者

どうもありがとうございました。それでは、4番の方ですが、4番の方が担当された事件は、1番の方と同じ事件です。覚せい剤を実際に持ち込んだ複数のうちの一人ということです。では、全般的な感想についてお話しください。

#### 4番

薬物事件に関しては、いろんな犯罪の中の一つという捉え方でしたので、これが傷害事件だったらとか、薬物事件がどうのこうのというのはなかったです。ただ素直にその犯罪に対してどうするのかということを経験者として淡々とやっていこうという気持ちだったものですから。裁判員の参加する負担についてなんですけど、私は自営業なもので時間は融通がついたというのもあったんですけど、会社勤務の人たちも会社の組織の中で裁判員制度というのが認められていて、案外出られているんだなというのが、ちょっと私には驚きでした。もっと仕事の都合で来れないということのほうが多いんじゃない



いかと思っていたものですから。それが、会社に所属している人たちが、会社のほうで行ってこいということで来たというような意見が多かったのがちょっと驚きでした。裁判員に参加した後によかったかどうかということに関しては、とてもよかったと思います。裁判官の人たちが一人の人の裁判をすることの大変さというのか、そういうものを直接参加することで感じられたことはとてもよかったと思います。

#### 司会者

どうもありがとうございました。実際に裁判が始まりますと、被告人が出てきて、自分の名前を言ってもらったり、国籍・本籍を言ってもらったり、職業を言ってもらったりという人定質問をして、その後、起訴状が朗読されて、今回の事件はみんな被告人が覚せい剤とは知りませんでしたという答えをしたものです。その後、検察官が今から証拠によってこういうことを証明しますという冒頭陳述をして、弁護人も弁護人のほうでこれからこういうことを証明する、若しくは検察官がこういうことを証明しようとしているけれどもそうは言えないはずだといった内容の冒頭陳述というのを双方したと思います。これがオープニングなんですけども、それを聞かれて、要するにこれから自分が何を判断しなきゃいけないかというのがずっと頭に入ってきたかどうかというようなことを伺いたいと思います。特に覚せい剤の認識というのは、ある意味、人の気持ちの中のことなので、ある事実があったかなかったかという客観的な事実とはちょっと違うところがあるというのと、今回は、法律用語で言うと「未必の故意」というんですが、そうかもしれないと思っていたということが認定できるかどうかというのが問題になったケースです。そうかもしれないと思っていたかどうかを判断するという、その判断対象がそもそもすんなり頭に入ってきたかというようなことを含めて戸惑いはなかったか。また、そのプレゼンテーションのやり方ですが、検察官は大体席でプレゼンテーションし、前に出てするパターンはあまりいないですよ

ね。弁護人は自分の席でプレゼンテーションする場合と前に出てする場合、あとはパワーポイントを使ってする場合とか、いろいろあったと思いますので、その辺のプレゼンテーションの仕方がどうだったかということをお話しいただいて、そのときの感想等について、お話しいただければと思います。全てじゃなくても印象に残ったところだけでも結構です。

1 番

冒頭陳述は、一番初日で緊張してたというのもあって、最初はどう聞いていいかわからないというのもあったんです。検察官の冒頭陳述が、カラー分けをしてあって、何人か共犯がいて、その関係性というのが図で示してあって、それが非常に分かりやすかったと思います。弁護人のほうの冒頭陳述のほうは箇条書きで、何を言いたいのか若干分かりにくかったのが正直な気持ちですね。検察官の冒頭陳述は時系列表になっていて、すごく見やすかったと思います。

司会者

最初に結構な量の情報が盛り込まれていて、逆に情報が多過ぎたということはないですか。

1 番

最初たしかメールの内容のやり取りがあったと思うんですが、検察官のほうでずっとそのメールのやり取りを淡々と読み続けていて、そのメールの内容というのを最初手元に資料でいただいてなかったもので、それをずっと聞いてるという形だったんです。あと、「分かった」、「うん」、みたいな感じの内容だったので、それを何か淡々とずっと聞き続けてるという内容で、裁判長からも、それはまだ続くのというようなやりとりがたしかあったと思うんですけど。

司会者

それは冒頭陳述のときですか。

1 番

だったと思うんですけど。それがちょっと聞きにくいというか、結構長かったイメージがあります。

2 番

1 番さんと同じになってしまうのですが、検察官の作成した資料は、非常に時系列が整理されて争点もきちっと整理された非常に見やすい資料で、色使いもよくて、非常に分かりやすい資料を作るんだなと思ってびっくりしました。まずこういう資料でもって説明するというのを最初に見せていただいて大変びっくりしました。弁護人の資料は、絵とかそういったものも使って非常に見やすいんですけど、争点といたしますか、何についてこれからやっていくのかなというのがちょっとはつきり分からないといたしますか、一番最初の冒頭陳述では、そういったような話でした。

司会者

同様のことを伺いますけども、検察官の冒頭陳述は結構内容が多いですね。

2 番

はい。

司会者

始まってすぐ聞く話としてどうだったかという点はいかがですか。

2 番

それは事件の特殊性じゃないですけど、関係者が非常に多いといたしますか、関係人が多いので、それはある程度やむを得ないんじゃないかなというふうに思います。

司会者

関係人とあと時系列のいろんな出来事がかなりあり、要するに時系列で何が起きたかが結構重要な事件だったんですね。

2 番

そうですね。はい。

司会者

そういう意味では、ある程度情報が多くてもやむを得ないかなというよう  
な感じですか。

2 番

はい。

司会者

3 番の方は、いかがでしょうか。

3 番

検察官の冒頭陳述は時系列になっていて情報量も多いんですけども、その  
場では目で追うのが精いっぱいだったんです。後々評議室に戻って、証拠調  
べの内容を理解するときには、役に立ちました。もちろん弁護人のほうも理  
解しやすかったです。最初に争点は無罪と主張していましたので。こういう  
ふうに裁判が始まるんだなという部分では、冒頭陳述というのは、その場で  
は目で追う形になりましたけども、とても理解はしやすかったです。ただ、  
情報量が多いので、やっぱり整理するのが結構大変だったかなというのは正  
直ありました。

司会者

その後、証拠調べを聞くときにこれが役に立ったかどうかという意味では  
どうでしょうか。

3 番

これを見ながら検察官だったり弁護人だったり質問をしていましたので、  
その資料を見ながら、こういうことなんだなというのは理解して裁判を進め  
てもらうことができました。

司会者

これは8番の方も同じ事件ですよ。

8番

はい。

司会者

同じ事件ですので、今の冒頭陳述のところ、同じ事件で同じものをごらんになってどういう印象だったかというのをお聞かせください。

8番

まず、いただいた資料は確かに膨大でした。両方ともあってですね。最初に冒頭陳述を聞いたときには、当然ちょっとこれだけの両方は全部頭に入らなくて、後で部屋に戻った後に、裁判官が、こういうことですよという簡単なフォローですね、それを休憩時間みたいなところでやっていただけなので、それも聞きながらで何とか頭に入ったかなというところがありました。あと、別紙と書いてある人物関係図とかですね。こちらも非常に助かりまして、こういうのがないとちょっと厳しかったかなとは思いました。あと、また弁護人のメモ、冒頭陳述のところですけども、検察側の後にやられてるので、似たようなことを説明しているの、こちらのほうは大体このぐらいの資料で大体頭に入ったんですが。特に争点というところで、認識がなければ故意はなしという、そういう一文があって、そこをある程度強調されていたので、ここを弁護側は証明というか、ここで勝負してくるんだらうなということも分かりましたので、どちらかという、この2枚両方を使ってその後の証拠調べの内容を理解していくという、そういう感じで私は使いました。

司会者

特にこの事件は、検察官が描くストーリーと、別のストーリーを弁護人側が描いていて、それが対立するような形になっているわけですね。

8番

はい、そうです。

司会者

そうすると、一応検察官の話をベースに聞いた上で弁護人の冒頭陳述を聞くと、検察官のベースがある程度分かるので、それとどう違うかということで、違うストーリーが語られたということで、弁護人については、要するに ある程度前提知識がある上で聞いているので分かりやすかったと、そのようなことになるんですか。

8 番

はい。

司会者

4 番の方も 1 番の方と同じ事件についてごらんになっています。どういう印象だったでしょうか。

4 番

1 番さんと同じで、検察の資料が物すごく分かりやすかったというのは今でも印象にあります。その反面、弁護人のほうの資料が分かりにくかったというか、その辺がかなり差があるなというイメージが強かったです。やっぱり初めての経験だったもので、周りの人たちを見ているとかなりメモをとっていたりしてたんですが、とらなきゃまずいのかなという印象がすごくありました。どっちかというと、精神的なことも含めて、メールのやり取りやなんかを細かく確認をしながらというのが、イメージとして物すごく量があったような気がしましたが、評議室に戻ったときに裁判官たちがいろいろフォローしてくれたことで、いろいろと整理ができたという印象がすごく強くなります。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、5 番の方はいかがでしたか。

5 番

検察のほうからの出された資料が非常にすばらしかったなという感想です。

要は、自分の主張したいことが明確だったので。それと、その根拠を短い文章でぱっとまとめて、A3、1枚ですかね。このまとめ方というのは、非常に参考にしたいというので持ち帰りたかったぐらいです。結局いろんな状況のものを数多くいろいろと出されるんですけど、検察のほうから出た資料というのは、要は、その出した論点に関しては根拠をきちんと持って、ある程度勝負しようというふうな感じかなと。これは相手が外国の方なので通訳が入るので、論点をはっきりしないと、短い時間で、長かったといえ長かったんですけども、通訳が入ると半分の時間でした。弁護人のほうは資料を作るというのがきっと大変なんだと思うんですけども、同じように論点をやって、それをきちんとそろえておく必要があるのかなというふうな感じがしました。私も分からなかったのは、出した証拠を基準にして新しく追加するとかそういうことはしないでやっていくという裁判というのは、最初イメージしてたのとちょっと違っていて、限定された中で審理されていくということになってくると、最初の準備というのがすごく重要で、その準備は組織的な大きさの違いが出てくるのかなと。ですから、弁護人も一生懸命やってるんですけども、この準備については弁護人はもう少し、同じようにしてまねするとか、検察レベルの資料を用意してやったほうがよろしいんじゃないかなという感じがしました。ちょっと僭越でございますが。

司会者

では、6番の方はいかがだったでしょうか。冒頭陳述ですが。

6番

冒頭陳述なんですけど、しょっぱなから検察官、弁護人だけで知っていた証拠でお互い重箱の隅をつつき合いという状態です。裁判官、裁判員ともに証拠はもらっていませんでしたので、何なんだというので、後で評議室に戻ったときに、みんなあのときパニックを起こしていたと。裁判長のほうから、提出されていないことについて冒頭陳述で述べるのはやめてくださいと言わ

れたので、それから始まったというところが正直な感想です。裁判員として、弁護人、検察官の資料はとても見やすかったと思います。外国人が被告人だったので、当然その中で通訳の方がいるので、その通訳の方が介する言葉の中でまとめられたので、あれがもし日本人であったなら、ここまでうまく進んだらうかというのが正直なところでは。裁判官が慣れてる方みたいで、ちょっと自分のペースで進めようというところがあったので、初めて裁判員になって、法律のほうは全然分からない人間にはちょっとつらいところがあったかなというところでは。逆に弁護人がいろいろカバーしてくれてたところもあったのかなというところもあります。同時に検察官もいろいろと話をしてくれて助かったなというところもあります。

司会者

では、7番の方、お話してください。

7番

冒頭陳述についてなんですけれども、率直に当時のことも思い出しながら述べると、検察官が作ってくれた資料というのは、本当にキーワードだったり必要なことがちゃんと書かれてうまく整理されて、私たちはどういったことを最終的に裁判として審理していかなくちゃいけないのかといった点で、すごく分かりやすいものだったなというふうに思います。また、弁護人が作った資料に関しては、すごく細かいところまで丁寧だったんですけれども、一個一個最初から最後までちゃんと目を通して読まないで、最終的にどういったことがキーワードになるんだろうというふうに、ちょっと一生懸命読まなくちゃいけないような形だったなというところがあります。そういった点では、終わった後に裁判官が双方の資料について丁寧に裁判員にも分かるようなレベルでかみ砕いて説明をしてくれたという点があったので、私も含めてそうなんですけれども、この事件に関わった裁判員は、基本的には迷子になることなく進めることができたかなというふうな印象です。



## 司会者

どうもありがとうございます。本来であれば法廷で聞いてその場で争点も把握し、これからのロードマップといたしますか、これからどういう審理が行われていって、その中で自分たちが何を判断しなきゃいけないのかと、それが基本的には両方の冒頭陳述を聞き終わった段階ですと頭に入っていないといけないというのが一応の建前ではあるんです。もともと事件の性質上かなり道行きが長いものがあったりとか、メールの証拠が後に出てくるといって、1度聞いただけではなかなか頭に入りにくいというようなものもあったわけですね。書類の見てくれのよさというのは、なかなか弁護人からすると苦しいところというかつらいところで、毎度そういう御意見が出ます。検察庁は組織的に、なおかつ経験を積み上げているけれども、弁護人はそれほど人手もない中でこつこつとやっているといふことで、そこだけで比べられるとつらいというところがひょっとしたらあるだろうと思います。とはいえ、皆様が御覧になった印象としてはそうだったということは事実として承りました。

それでは、もうちょっと踏み込んだ話がしたいところもありますけども、一通り手続全般をたどっていきたいと思います。冒頭陳述では、検察官は、この辺についてはこの証人によって立証しようと思います、そのときはこの点に注目して聞いてくださいとか、そういうことを最近しているかと思えます。証拠調べは基本的には証拠書類と証人ですけれども、まず最初に証拠書類の取調べが行われて、その後、証人尋問、被告人質問といふことで進んでいったと思いますので、この証拠調べ全般を通じて、証拠書類がある程度まとめられた統合されたものがモニターなどで示されるのが普通だと思います。それで事件がイメージしやすかったか。後に出てくる証人の証言の意味合いが尋問の中でちゃんと伝わってきたかどうか。逆に、後の評議の段階になると、どうしてあの証人を調べたのかとか、どうしてあんなことを聞いて

たんだろうかとか、そういう疑問が残ったとか、そういうことも中にはある  
かもしれませんし、逆に、こういう尋問はすばらしかったというのもあると  
思いますが、その辺の印象をお話しただけでないでしょうか。それでは、8  
番の方、証拠調べ、尋問全体を通じて印象に残ったところをお願いします。

8番

証拠書類の取調べの時間の中で、どういうストーリーで聞いていくよとい  
うのが、検察側のほうもありましたので、その辺は次にこういうことを聞いて  
くるんだらうとストーリーがやる前にさっと分かって、その辺はよかった  
と思って、理解もできたんです。両方を通じてなんですけど、今回明確な証  
拠が出てる案件ではなかったこともあり、その証人尋問をする、一人の方に  
尋問する一つのセッションの中で、このところでいろいろ聞いて何を最終的  
に立証したかったかというのが、弁護士側、検察官側両方とも終わったとき  
に明確じゃないという感じで、後で評議のところ、あそこではああいうこ  
とを言ってたよねという話をみんなでしながら、こちらのほうでその辺を裁  
判官も含めて整理をして、その辺をくみ上げていったということだったので、  
できれば尋問でこのところを立証したいんですというのが最初とか一番最  
後の総括みたいなのであるとよかったんじゃないかなと、そういう感想を持っ  
ています。

司会者

この事件は特に証人が8人出てきたんですね。

8番

はい。

司会者

8人出てきて、共犯者とか共犯者の知人だとか警察官だとか、いろんな多  
様な方が出てきて、なおかつ尋問が8名ということもあったようで、要する  
にそれぞれの証人が終わったときにこれで何が証明されたかというのが。

8 番

あまりよく分からなかった。

司会者

それぞれ終わったポイントポイントでは分からなかったということなんです  
すね。

8 番

そうですね。

司会者

それを最後に評議のところで総合して初めて理解できたということですか。

8 番

一応尋問の後々で休憩時間等が入るので、裁判官もここはこうでしたねみたい  
なそういう感想を述べ合う場がちょうどあったので、そこではこうだった  
んだというふうに中身の理解は分かるんですけども、じゃあそこで何の  
意図を持ってこの時間の中にいろいろ質問したのか、それがどこを立証して  
どこがポイントなんだというのが、いまいち終わったその場の段階では、な  
るほどというのは見えなかったです。

司会者

LINEとかメール関係の証拠の取調べがあったと思うんですが、その辺  
の取調べはいかがだったでしょうか。

8 番

その辺は特に。例えば検察側は事前に証人がいない取調べとかで何か電話  
の履歴とかは二人で読み合わせをして、そういうふうに何か分かりやすいよ  
うに伝えるとか、そういう工夫はされてたなというのは今でも印象に残って  
ます。

司会者

そうすると、AさんとBさんがいて、Aさんのところは片方の検察官が読

まれて、それに対する応答はB検察官が読むという感じでしたか。

8番

寸劇のような感じでした。

司会者

掛け合いのような形でそこを読んでいったということですか。

8番

はい。

司会者

それが分かりやすかったということですね。

8番

そうですね。印象に残ったということです。

司会者

同じ事件で3番の方も参加されたと思うんですが、順序はどうしても結構でするので、証拠調べ全般で思い起こすこと、ここはよかったとかここは困ったとかということがあればお願いします。

3番

尋問では事前に弁護人と検察官双方の質問の前に尋問事項、これを聞きま  
すよというのを渡されて、それから始まるので、それは分かりやすかったで  
す。その尋問のときは、こう言ったなというのをメモするのが、作業じゃな  
いですが、そうしちゃって、それを持ち帰って評議室で話をするという  
形だったので、その尋問尋問ではちょっと、これを立証したかったというの  
は、全部が全部理解するまでは行かなかったです。メール等に関しても、決  
定的な覚せい剤とかそういう文言は出てこなかったもので、資料は見やすか  
ったんですけども、その認識の有無という部分ではなかなかどうだろうねと  
いうのは、一人一人意見が異なるような部分だと思うんです。やっぱり証人  
が多かったんで、結構その部分は結構大変でしたね。

司会者

この被告人は日本人ですので、通訳が入るということはなかったんですか。

3 番

ないですね。

司会者

だから、逆に言うと、通訳が入ると一拍置くようなところがあって少し情報が逆に少なくなる場所もありますが、日本人の被告人で、なおかつ8人ということで、その証人尋問を聞くときに、この証人は冒頭陳述に書いてあるここに関する証人だというような頭でお聞きになるようなことはなかったですか。

3 番

あります。始まる前に裁判官が、今日はこの人が証人に来るから、どうい理由で呼んだのかなというそういう会話から入って、ああ、そうだねというので法廷に入ったんで、そういう意識では尋問は聞いていました。とりあえず言ったことをメモする作業が結構多かったのです。

司会者

メモをとるかどうかについては、我々も必ずしもメモはおとりにならなくても結構で、メモをとったほうが分かりやすい方はおとりいただいても結構ですし、聞くのに専念されるということだったらそれでもいいですというふうに申し上げることが多いんですけども、やっぱりメモをとっとかなきゃという感じだったのですか。

3 番

そうですね。質問項目も結構多かったものですし。私は最初の尋問のときは何もとらなかつたんです。それを持って帰って評議になったときに、ほかの裁判員の方が、こう言ってた、ああ言ってたと。それは周りの方が結構メモをとられてたんで、そういうものなんだなと。その次からはメモをとるよ

うになったので、そこからはメモをとる作業に追われる感じになってしまいました。

司会者

結果的には評議の場面になるとメモをとっておいてよかったという感じですか。

3 番

そうですね。見返したときに、そういえばこう言ってましたねというふうなのが見返せましたので。

司会者

なかなか情報量が多いと、何も手元にない状態で思い出しながら評議するというのは実際は難しいところがあるんですか。

3 番

はい。

司会者

どうもありがとうございました。覚せい剤の認識といっても、共犯者に持ってきてくれと依頼したほうなので、中に何が入ってるかというよりは、依頼するときはどういうつもりで依頼したかという話ですよ。

3 番

そうですね。

司会者

ですので、依頼されたほうの被告人が1番の方、4番の方の担当された事件ですね。1番の方、証拠調べで印象に残ってる点をお話しいただけますでしょうか。分かりやすかった点、分かりにくかった点。

1 番

証人は4人だったんですけど、そこまで複雑ではなかったのです。

司会者

要するに共犯者と、この被告人が渡航することについて怖がっていたとか、心配して相談してきたとか、そういう話だったんですか。

1 番

はい。やっぱりその証人がいないと分からなかったこともいっぱいあるので。私もその法廷の中ではA4用紙結構いっぱい何枚もメモをとることで必死で、帰ってから、メモをとってよかったんですけど、法廷の中ではやっぱり聞いてるというよりもメモに追われるというイメージのほうが強かったですね。

司会者

証拠書類については特段分かりにくいというようなところはなかったですか。

1 番

特になかったと思います。

司会者

尋問の聞きやすさはいかがでしたか。

1 番

被告人が割とちょっと声が小さかったので、私の座ってるところだと声が聞き取りにくいというのがたまにありました。

司会者

裁判官がもうちょっと大きい声でとか注意はしていましたか。

1 番

はい。何回かしていたんですが、やっぱりだんだん小さくなったりとかしていました。検察官は割と慣れてらっしゃるのか、テンポがよかったというのがあって、非常に聞きやすいというか、被告人との尋問が聞き取りやすいというのはありました。

司会者

弁護人のほうはいかがでしたか。

1 番

検察官と比べてしまうと若干聞きにくいというか、分かりやすさといえば検察官のほうの方が分かりやすかったですね。質問の仕方とか。

司会者

そういう御印象をお持ちですね。では、同じ事件を担当された4番の方はいかがだったでしょうか。

4 番

まず、証拠書類の理解しやすいものかどうかということに関しては、初めてのことなので比較対照ができなかったのです。要は、恐らく出した証拠というのが目いっぱいのもを出してきてくれてるんだなという印象だったものですから、この出てる範囲内で理解をしなきゃいけないんだという認識のもとでやっていたというのが事実なので。だから、それが理解しやすかったかどうかというと、普通にこれで理解しなきゃいけないんだという認識のもとでやってたというのが正直なところですね。弁護人の内容に関しては、何かいまいち理解、理解というか本当に弁護人なんだろうかというイメージがありました。検察とは違って。もうちょっと弁護をするようなことを言ったほうがいいんじゃないかなと。第三者的に見ててそんなイメージがあったものですから。いろんな資料やなんかを言っても、それが果たして被告人に対して有利に働くんだろうかという内容がちょっと私には感じられました。私はどっちかというメモをとらずに被告人やなんかの表情をずっと見てた記憶があって、さっき1番の方が言っていたように、物すごく体調が悪そうで、か細い声でやってたのですが、たまたま被告人の関係の人が証人で出たときに、物すごく顔色が変わったこととかそういうところを見てました。6人いる中の一人ぐらいそういうやつがいてもいいじゃないかと思って、私はそういう対処をしてたんです。ただ、やっぱり評議をする際に、メモをとらないと意



見交換をするのに困ることがあるというのが初日で分かったので、それからはちょっとずつとるようにはしました。何人かいる中の一人として違う見方をしてもいいんじゃないかという気持ちでやっていました。

## 司会者

今のところは結構大事なポイントだと思うんです。証言者の証言が信用できるかどうかというのは、その内容もありますけども、語り方とか語る時の表情だとか、そういうのを総合して、我々も人の話が信用できるかというときに日常的にそういう判断の仕方をしている。ところが、下を向いてメモを必死にとらなきゃいけないという状況が本当にいいのかどうかというのは多分一個の問題だと思います。ただ、皆様真面目でいらっしゃるので、とにかくちゃんと記録してということなんですが、それは裁判員裁判の審理の本来の姿としてよいかどうかというのは、我々が今から考えていかないといけないなと思います。どうもありがとうございます。

あとの方々は全員被告人が外国人なんですね。それで、それぞれ通訳が入ったということもあると思います。だから証拠書類の取調べも一々通訳が入るんです。証拠書類については同時通訳で被告人が耳にレシーバーか何か着けて聞くという感じだったでしょうか。尋問は逐一言葉を置き換えてやると思うんです。いずれにしても、今、証拠調べ全般について思い起こされることがあったらお願いします。2番の方、おっしゃっていただけますでしょうか。

## 2番

まず、証人尋問というやり取りが当然初めての経験ですので、また検察の株ばかり持ち上げてあれなんですけど、まず検察側が質問をするときにメモをみんな裁判員に回してくれるんです。そのメモ用紙にはちゃんとポイントが二つ三つ、こういう点、こういう点、こういう点について多分尋問するだろうということで、余白を空けたメモ用紙を事前にいただいてたんで、そ

の点は非常に検察も慣れてるといいますか、こういうストーリーで証人に尋問するんだなというのが、そのメモ用紙を見ただけで分かるので、私たちメモをとる側にとっては、非常によかったと思います。また、弁護人は、次々にいろんなことを質問されるんですけど、ポイントがあっち飛びこっち飛びで、先ほどの検察側のメモ用紙じゃないですけど、どういう点についてストーリー立てて尋問されるのかというものが無いので、非常に聞きにくいというか、あちこちにポイントが飛んでしまうので、非常にどうかなというところがありました。だから、後ほど評議のときにも、さっきのメモの話じゃないですけど、やはりある部分はメモをとっておかないと、後々の評議に意見として持っていくことができないので、メモは必ず必要だなということを思いました。今回の事件で、重要でない点に時間をかけているというポイントで言いますと、今回の被告人が観光目的でこっちに来たということで弁護人が弁護するんですが、その中で被告人が撮った写真を何枚も次々映し出していろいろ説明するんですが、それはそこまで時間をかける必要があるのかなというようなことをちょっと感じました。

司会者

要するに、観光してたんだということで、観光先で撮った写真がいっぱいあったんですか。

2番

はい。それを延々と映しながら説明されてたんですけど、ちょっと時間がかかり過ぎて、そこが別に争点でもなく、そこがそんなに重要なところなのかなという感じがしました。

司会者

それは弁論のパワーポイントにも楽しそうに散歩してる写真が取り込まれていたというものですか。

2番

はい、そうです。山のような写真を見せられました。

司会者

あともう1点、通訳だということで聞きにくかった、理解しにくかったというのはありますか。

2番

いや、それは特にはありません。やっぱり、ある節々で通訳が入りますので、特に聞きにくいということはないですが、非常に時間がかかるなという感じはしました。それはやむを得ないことだと思います。

司会者

被告人が外国人だということで、その内容が理解しにくいとか、そういうことはありましたか。

2番

いや、それは特段なかったですね。

司会者

どうもありがとうございます。5番の方が担当された事件は、英語の通訳ですか。

5番

そうですね。

司会者

全体的な印象をお願いします。

5番

今のメモの関係なんですけれども、メモをとるんですが、私たちがメモをとらなくていいような資料の提供がこれからはもうちょっと必要なのかなという感じがします。例えばメールがこうあったよとか。メモというものの不適合性ってあるじゃないですか。メモが証拠ではないわけですよ。ですから、その証拠を裁判官は見てるんだと思うんですけど、私たちも後で見たいなと

というような感じがしました。それで、外国の方がいろいろと話をするとき、非常にワールドワイドな世界で動いていて、最終的に日本に入ってくるんですけど、その話がすごくスケールが大き過ぎて地域が多くの国にわたってるんで、その部分がちょっと理解するときに最初苦労しました。

司会者

直に来たんじゃなくて、いろんなところを経由して来てたわけですね。

5 番

そうなんです。そのうち、後で分かったのは、どこかで聞いた話だななんて思って。裁判員の中に、私も外国に行ってたんですけど、何人か外国に行ってるって聞いていて、それちょっとおかしいよねというのが随分と話に出てきました。ですから、それで論議するときにメモをあまりとらなくてもいいような形の資料等も含めて見ると、場合によってはメールも英語で読んじゃうかもしれないという方が何人かいたという感じです。

司会者

英語が分かる方はもう読んでしまうんですね。

5 番

ええ。そういう感じがしました。そして、通訳が入る事件というのは、あまり長い時間しゃべらせてはいけないのです。これは裁判所のほうも、なるべく短い、つまり、せいぜい短い段落にさせていただく、若しくは、ワンセンテンスじゃ通訳にならないのかもしれないですけど、10センテンスぐらいの部分を訳すようにしないと、どうもやってる最中、あの通訳ちょっと正しくないような気がするねとかいうのも実はあるんだと。それで、きっと成文で残るのは日本語の通訳だと思うので、短い時間でしゃべるようにしてくれると、かなり聞き取れる方もきっと混じってくるだろうし、正確に伝わるんじゃないかなと。ですから、短くしゃべってくださいというのを小まめに言っていただけると、通訳も短くなりますんで論点が明確になるんじゃないか

なと思います。その辺ちょっと改善していただきたいと思います。

司会者

そこは裁判官の立場で言うと、日本人だと日本語が分かるので、そこで切ってくださいと言えるんですけど、外国語の場合、そこがきりのいいところなのかどうなのか。英語だとたまに分かるんですけど、何か延々としゃべってるときに、なかなか介入がしにくいというところがあります。

5 番

ですから、通訳がしゃべってるときに、先ほどは言わなかったですけど、論点が三つぐらい入ってきたり、ちょっとずれてないかなといったときには、論点を絞ってくださいと。言いたいことはこれですかと確認できるような通訳というか、この点とこの点ですねという、どこかでまとめないとですね、通訳の方もちょっと難しいことになると何か分かりづらいような証言になって、日本語でもちょっと文章にならないなというのがあるんで、ちょっとそこは短く短くやると避けられるのかなと思います。

司会者

後で時間があれば通訳が入ったときの尋問方法についてもちょっと話題にしてみたいと思います。では、6 番の方お願いします。英語ですね。

6 番

英語でした。

司会者

その点も含めて証拠調べ全般についてお願いします。

6 番

証拠調べ全般についてなんですが、大事なところで検察官も弁護人も時間をかけてないよねというのが私たちの関わったときの評議の場だったんですが、もうちょっと突っ込んだことを言ってほしいよねというところで、お互いここで終了しますと言われちゃったので、そこがちょっと、ん？というところ

ころがありました。裁判官からそういうところを突っ込んでいただけたらよかつたのかなというところは正直あります。私が担当した事件は証人が少なかつたので、弁護士からいろいろと説明をしてもらおうという形で、それほど時間がとられてなかつたです。

司会者

証人は税関の職員が見えたんですね。

6 番

はい。

司会者

あとはあまり目立つた証人はいなかつたんですね。

6 番

はい。そういった点では逆に助かつたかなと。通訳の方がいらっしゃつたので、まとめられたので、どういうことを言ってるのかというのは何となく薄々通訳の方を介さずに分かつていたんですが、それをまとめる時間が欲しがつたので、これがもし日本人だったらまとめ切れなかつたんじゃないかというのがみんなの総論だったので。

司会者

要するに、通訳をする間ちょっと一拍空くわけですね。

6 番

はい、空きます。

司会者

だから税関の職員とかは日本人が来るわけだから、日本人が日本語で証言をして、それで被告人のために通訳をすると。そこに一拍置くので、情報量がある程度。

6 番

整理整頓。

司会者

その一拍の間に整理できた。

6 番

はい。

司会者

それが通訳が入らずにとんとんで行ってしまうと、ついていけたかなというようなところをおっしゃってるんですね。要するに、検察官の尋問のスピードが結構速いんですね。

6 番

はい。

司会者

だから、そうすると、そのスピードでは、通訳でブレーキがかからないと聞きにくかったかもしれないということをおっしゃってるんですね。

6 番

はい。かなりきつかったかなと。そういった点ですかね。あとは重要な点に時間をかけ過ぎると感じたことはなかったかについては、なかったですね。むしろちょうどよかったのかなと。

司会者

どうもありがとうございました。では、7 番の方、お願いします。

7 番

証拠調べについてなんですけれども、私が担当したものに関しては、検察官のものに関してはポイントをすごく絞っていて、今からこういうことを聞きますといった形で、何について聞くのかということが私たちにも分かるような形だったので、メモをとるということは必然的に行ってたんですけども、頭の中でうまく整理しながら、こちらの内容を聞いてメモをして記録として残すといったことができたので、振り返るとそういった形の証拠調べが後々

の評議のときにすごく有り難かったなというふうに思います。逆に、弁護人の証拠のときなんですけれども、ちょっと私たちのときは、で、結局何が言いたかったの？みたいな形で、ちょっと全員の頭の上にハテナがついてしまうように、何かそういったところもあったので。そこは仕方がなかったのかなというところもあるんですけれども、やっぱり先に、それぞれ検察官だったり弁護人の立場はあるんですが、自分たちはこういうことを知りたいから聞きますといったふうに目的を示していただけると、すごく私たちも頭の中で整理することもできるし、後々話合いをする場でもすごく有り難かったかなというふうに感じました。重要でない点に時間をかけ過ぎていると感じたかといったところに関しては、特に感じることはありませんでした。

司会者

あと、通訳事件だということでは何かなかったですでしょうか。英語でしたか。

7 番

英語です。正直時間がかかっているなという印象はすごくあったんですけれども、先ほども意見にあったように、一呼吸置くことで、ある意味ちょっと私たちも余裕を持ったりとか、また、裁判官もちょっと整理して、つまりこういうことですよねというふうにすごく丁寧に進めることができたので、そういった点では、ある意味よかったかなというふうに感じます。

司会者

どうもありがとうございます。このままずっと手続の順番でやっていくと質疑の時間がなくなりますので、おおよそ主張レベル、それから証拠調べの内容ということである程度お話が出ましたので、この段階で、まず弁護士から何か御質問があればお願いします。

宮田弁護士

まず最初に御経験談についてお話しいただきましたけれども、特に1番の方が、周囲の方でも裁判員の裁判にとっても興味を持っている方が多かったと



いうお話をされてきました。周りの方と接するに当たって、評議の秘密を守らなくちゃいけないというような義務についていろいろと御説明を受けていると思うんですけども、その辺でお悩みになったことはあるのかなのか、教えていただければなと思います。

司会者

そういう意味での負担感があつたかどうかということですね。

宮田弁護士

あつたかとか、あるいは今でも何か感じたりするかみたいなということです。

司会者

1番の方、いかがでしょうか。

1番

法廷の中でのことは話してもいいということなので、そういった意味ではすごく話したいのにみたいな感じまでにはならず、大まかに話すところいう事件だったんだって。評議の内容まではしゃべっちゃいけないということなので、こういうふうに評議の内容だったんだよというのは話さず、大丈夫でした。法廷の中の話を中心に、周りの友達だったり、親だったり、話すという形でした。

司会者

結構周りの方は関心を持ってお聞きになりますか。

1番

そうですね。

司会者

そこで、その線引きというのはある程度明確にイメージできるのか、ちょっとそこははっきり分からないからこの辺でやめとこうみたいな話になったりとかがあるのかという点はいかがですか。

1 番

そこまで苦痛というか，感じはしませんでした。

司会者

ただ，ある程度の負担感は今もあるということですか。

1 番

一回考えてから，これは評議の中で話したことなのかなとか，これは法廷での話だから大丈夫だなというのを考えてから話すような感じでした。

司会者

順次伺っていきます。2 番の方，いかがですか。

2 番

事件については傍聴すれば内容が全部聞けるわけなので，事件についての周りの人からの質問については，法廷の中については別に何もなお話ししますし，評議室の中の会話についてだけ注意すればいいので，特段負担というか，特に個人的に負担になってるということは全然ないです。

司会者

では，順番にお伺いします。3 番の方，いかがですか。

3 番

負担はないです。終わった直後，本当に直後出社したときに，周りの人がやっぱりそういう話を振ってきますけど，そこまで突っ込んだ内容で聞いてくる人もいないので。聞かれたことに関してこちらから事件はこうだったよという話はしますが，自分の中の熱が冷めるんで，そこまでではないですね。今も，今回こういう場を設けてもらったので，ああ，そうだったなと振り返れました。負担という点ではないです。

司会者

ありがとうございました。では，4 番の方，お願いします。

4 番

負担はないです。どっちかという、裁判の内容よりもどうやって選ばれたんだというほうがみんな興味があるみたいで、あとはどういう順序でどういふふうになったんだとか、そういうことのほうがみんな興味があったような気がするんです。やっぱりさすがに私の周りには誰も裁判員になった人がいないというのが現状なので、きっとこれから何年か進んでいくと周りにも出てくるんじゃないかなとは思っているんですが。そんな感じですね。

司会者

5 番の方をお願いします。

5 番

私は負担というよりも、実は、皆さん一緒じゃないかと思うんですけども、初めてこういうふうな経験をして、ある経過をたどるごとに、裁判員の方が、あるところで成長してると言う大変ですけど、こういうことについての内容で成長してきている過程があるのに、その話が外でできないんです。ですから、一番冒頭に裁判員やってどうだったですかというときに、よかったですと言ったけど、そのよかったというのを共有するという意味では、本当はそれをしゃべらないとできない。けども、それについてはしゃべっちゃいけませんよというのは皆さん共通してますから。しゃべったら私の信用もなくなるし、いろんな意味で。だからこの部分、多くの方がこれからいろいろと経験してくるんでしょうけども、やってよかったよというのを共有するという意味では、その秘密を守るというのがちょっと足かせのマイナスの部分がある。何かうまく伝えたいんだけども、ちょっと抽象的になってしまって、各論ではしゃべれないというのが少し心に残っているというところがございます。

司会者

全国各地の中では時折お互いメールのやり取りなんかして集まったりということが、ひょっとしたら実現しているかもしれませんが、そこまで我々

がお世話するというところまではなかなかいってないものですから。でも、大変いいお話を伺いました。では、6番の方お願いします。

6番

評議自体は負担は正直なかったんですが、それよりも封筒のほうを何とかしてほしいと家族に言われました。いきなり裁判所から郵便がくると、正直心臓に悪いと。だからせめてかわいらしいピンクの封筒とかにしてくれないかというのを絶対に今回言ってほしいというふうに家族の者から言われました。周囲の方に裁判員裁判に選ばれましたと言うと、びっくりするのと同時に、それが終わった後、なぜかおいしい食べ物はどこにあったかと集中砲火を受けまして、農林水産省のあそこがおいしかったとか、財務省の中に入ってちょっと食事をいただきましたと言うと、どんなところだったのかと。評議の内容それ自体は伝えることができないと最初に言ってあるので、あとは知りたかったら裁判所に言って資料をもらってくださいと伝えてしまうと、やはりそういうふうになるのだなという感じになります。

司会者

どうもありがとうございます。お昼休みにいろんなところに行かれたんですね。

6番

はい。そこでやっぱりまた、年齢的にも裁判員裁判で選ばれる方がいるかもしれないというところで、もし選ばれたたらどこに行ったらいいかということをお教えしてほしいと。そちらのほうに関心があると言われました。

司会者

7番の方、いかがですか。

7番

私もそこまで負担に感じたことはなくて、聞かれたら、経験しましたと。どういったことだったかというふうに聞かれたら、本当に話せる範囲ですよ

ね。本当に一番分かりやすい表現だと、ニュースで出てくるような事件の形で伝えるかなといったところです。やっぱり関心は、経験もそうなんですけれども、選ばれるまでの過程だったり、まだまだ誰しもが選ばれるものでないので、そういったところにすごく珍しさだったりとかを感じてるんだなという印象を、私はすごく自分の終わった後の置かれた環境としては感想として持ちました。

司会者

そういうときに聞かれるときに、自分は選ばれたいという感じで聞かれるのか、できれば選ばれたくないんだけどという感じで聞かれるのか、どちらですか。

7 番

やっぱり殺人とかそういったものになってしまうとちょっと、ううんという顔をする人が多いかなと。ただ、法律とかを学んでいるような大学生だったり、法学部出身だったり、そういったことに関心があるような人からは、どちらかという、えっ、いいなあという形で、やっぱり興味があるんだなという印象をすごく持ちました。

司会者

8 番の方、お願いします。

8 番

特に会社のほうで通常の業務をしてるときに、どうだったとかいうふうに聞かれることはほとんどなかったです。理由は、部長のほうから部内に通達として、選ばれたことと情報の取扱いには留意くださいという一文がぽんと出てしまったんで、何をどうやっていいんだか分からなくて聞くに聞けないという状況だったみたいです。ちょっと飲みの席でチャレンジャーが一人私に聞いてきたので、それで堰を切ったようにいろいろと質問を、酔いも入り聞かれたという、そういう状況でした。逆に、聞かれたのは本当にそのひと

ときだけで、また翌日以降は聞いてくる人がいないという状況でした。その周りにいた人しかフランクにしゃべれるということが認識できなかったことがありますけど。そういう状況なので、部内の人にもあんまり知れ渡っていないというのが実情です。

司会者

どうもありがとうございました。大体こんなところでよろしいですか。

宮田弁護士

結構でございます。

司会者

検察官のほうからはいかがですか。どんな点でも結構です。

宮地検察官

冒頭陳述に関しましては、検察官は分かりやすかったというお褒めの言葉といえますか、励みになるような言葉をいただきまして本当にありがとうございます。結局、事件の性質によっては情報をある程度出さなければ、後々の証拠調べ、あるいは論告まで至る審理の過程で実際の御理解がなかなか深まらないのではないかとということを考えつつ、でも情報は絞らないと、いきなりの緊張感の中で冒頭陳述をどういうふうにすればいいのかというその兼ね合いを常に考えながらやっているところでございます。今日の御意見を参考にしながらまた工夫していきたいと思っております。特に最近、検察庁の中で、やはり証拠調べをどんなふうに分かりやすくするのがいいのかということを非常に検討しておりまして、例えば今回ですと、恐らく多くの事件においてメールだったり通話履歴だったりというものが書証として出たり、あるいは2番の方ですと全部証人尋問のようですのでその中で出たりというようなことがあったかと思うんですね。先ほどのお話の中で、掛け合いのように役が変わって読むことで割と理解が進んだというようなお話もいただいたと思うんですが。その点、メールだったり通話履歴だったり、1番の方、

4番の方は非常に情報量が多かったというような話もあったと思うんですが、その辺りでどういう工夫をすれば分かりやすいですよというようなことについて、何か御意見があれば承れればと思います。書証だけが先行しますと、書類でメールだったり通話履歴だったり先行すると、それがどういう位置づけのものなのかというのは、その証拠の書類だけだと分かりにくいところもあるんじゃないかなというふうに思いまして。例えば、多分2番の方だと証人尋問の中で説明をしつつやるというようなやり方だったんじゃないかなと。その辺りのところをちょっと感想をお聞かせいただければ今後の参考になるかなと思います。

司会者

では、この点についてお話しいただける方はおられますかね。差し当たり2番の方、今の点どうだったかということについて。

2番

メールとか電話の通話履歴のことに関しては、資料として表示されたりはするんですけど、やはり手にとって見てみたいという希望はございます。後で見せていただけるんですよ。証拠書類として。

司会者

証拠書類として出てくれば評議室で見ることができます。

2番

ただ、多分読まなかったのかな。やっぱりそれは多分非常に重要な判断の資料となるんで、資料としていただいて評議のときに使いたいなという気持ちはございました。ただ一生懸命見て、見ながらメモをとった記憶がございました。

司会者

そうすると、メールとか電話の履歴がモニターに映った状態で尋問がされるんですか。

2 番

そうですね。ある尋問の中でそれを映して、ここがどうだったというふうな尋問をしてた記憶がございます。

司会者

そうすると、その尋問のやり取りの最中は一応意味は分かるんですかね。

2 番

はい。

司会者

それが、その尋問が終わったときにはある程度メールとか電話履歴の意味合いが頭に入ってる状態なのか、やっぱりもう一度後で見返さないとつらいというところなのか、どうなんですか。

2 番

そのときは一応理解はできるんですけど、後で例えば時系列なりなんなりでもう一度きちっと見直すというんですかね。

司会者

そうすると、手元にそれをもう一度置いて。

2 番

そうですね。自分が見る範囲というのか、そういうものと、やっぱり多くの目、幾つもの目で見える見方と、やっぱり違うところが出てくるので、そういったものは、開示じゃないですけど、見せていただいた上で評議ができればと思いますけど。

司会者

ほかにお話しいただける方はおられますか。

5 番

これから随分メールだとかそういうのが出てくるとは思いますけど、時系列で例えばメールを見て分かるように必要最小限に絞ってくればきっと分か



と思います。ですけれども、膨大なものが整理されないまま出ると、きっと私たちの持つてる時間だけだとできないのかなと思います。そのために、ちょっと解決策としては、そのメールを出す目的、つまり証拠として出す目的と、そこに書いてある論点、つまり何でこの証拠を出すのかというものを、小さな章立てみたいな形のフレーズですね、ワンフレーズで書いていただく。そして、ここがポイントですという、切り取りですと作為的な部分が入るのかもしれないですけど、それは後で全文も見ればよいということです。このポイントとなるところで言いたいこと、つまり証拠として言いたいことの章立てというか節立てというか、そういうものを作っていただければとても分かりやすいんじゃないかと思います。

司会者

論告弁論のことはもう本格的に取り上げることはしませんけれども、例えばメールについて証拠調べがされて、その後そのメールの位置づけが、後の論告、最終的な弁論のところでされれば、そこで理解できるということはあるわけですか。

5 番

はい。ですから、時系列というよりも、例えばAとB、Cというのがあるって、そのA項目、B項目、C項目についていろんなものがあるけども、時系列的には混在するわけですよ。ですからそれを分けていただいて、そして整理していただければ。その前処理をしていただかないと、短い時間ではきっと難しいのかなと思っております。

司会者

そうすると、証拠調べもある程度工夫しつつ、最後に論告の際にその位置づけを明確にしてもらおうと分かりやすいということですね。

5 番

はい。

## 司会者

ほかにお話しただけの方はおられますか。今メールとか通話の証拠は結構膨大に手に入ってしまうことがあるんですね。それで、ある以上はやっぱり使わなきゃいけないんだけど、その取捨選択は検察官も弁護人も相当苦労しているところです。メールが1回の往復だけで結構大きな意味を持つという場合はそこだけ分かればいいんでしょうが、連綿たるやり取りが全体として意味を持つ場合にはなかなか、縮めてしまうとその時間的な感覚とかもちよっと分かりにくくなるし、メールによってはつづりが間違ってるやつがありますよね。きれいな言葉で書いてる場合もあれば、単語のスペルミスみたいなのが結構あったりなんかして、なかなか取扱いが難しいようです。我々はその作業をしないんですけども、なかなか当事者は苦労しているところで、これからも課題のところですよ。

ほかに、何か御質問があればお願いします。

## 宮田弁護士

検察官の尋問のときに論点表を渡されたというのは、恐らく検察官のほうで請求した主尋問に関するものであろうかと思うんです。実は私が以前やった裁判員の事件では、主尋問というのは系列立って論点を整理して質問をしやすいんだけど、反対尋問というのはいわば主尋問を崩すという目的があるものですから、目的を気取られては、証人の方に私こんなこと聞きますみたいなことをあらかじめ説明すると、その崩す作業ができなくなってしまう。そういうことで、反対尋問というのはそういう性格であるということを経験官に説明してもらえないかと思います。主尋問というのはストーリーに従って話を聞くからだという話を一回していただいたことがありました。この事件については、検察側の立証もあれば弁護側の証人も出たというようなことがあるので、お互いさまだからいいよねみたいなことで、裁判官もそういうことがしやすかったのかもしれないんですけども。弁護人の質問がそ

ういう意味でどうしても分かりづらくなりがちなのですが、その性格づけについて何か裁判官からお話を伺ったというふうな方はいらっしゃるでしょうか。あるいは、今私が申し述べました意見を聞いて、ああ、そういうことだったのかというふうにお感じになった方がいらっしゃればコメントをいただければというふうに思いますが、いかがでございましょう。

司会者

どなたかお話しいただける方はおられますか。

5 番

今の話のような話は聞いてません。かなりの量の覚せい剤があって、いろんな意味で結構不利な中で弁護をされてるというのは確かに分かりました。今、言われたことというのは、そういえばそうだなというふうな感じで納得したところです。

司会者

今聞いて分かったということですね。

5 番

そうですね。

司会者

ほかに何かお話しいただける方は。今思えば、ああ、そうだったのかということなのか、それでもやっぱりやりようがあるんじゃないかというような。6 番の方、どうぞ。

6 番

今、お話を聞いて納得できたというところもありますね、正直なところ。そういうところで、そのときの弁護人はいろいろお話しされてたんだというところもあったんだなということはあるんですが。1 点だけ、何というか、まとめていただいたときに、こういう感じで疑問がありますというところをまとめていただいたら分かりやすかったかなと、あのとき思ったんですが。

とにかく話がストーリー仕立てでお互いやってしまうので、どこに何が本当に隠れてるのかというのが分からなかったのも、そこがちょっとつらかったなど自分は感じました。

司会者

特に6番の方の事件は、要するに検察官の話と被告人の話が、ストーリーが別の話なんですよ。全然別の話で、そこに共通点がありませんか。

6番

かなりなくて、どこに本当のところがあるのかというのは、結局被告人に質問してやっと分かったというところが多々あったので。

司会者

あと、その点が、さっきと同じですけど、弁護人が質問してるときには分からなかったけども、最後に弁護人が弁論をしたときに、そこで理解できたということはないですか。

6番

そこがなかったんです。欲しかったんですけど、そこを突っ込んでほしいというところでストップされてしまうので。

司会者

そういう御印象だったわけですね。

6番

はい。

司会者

もともと事件の題材そのものの問題があるところがあるものですから、なかなか弁護人としても苦しい中でやらざるを得ない事件もあるし、そこが鮮やかにやれるケースもあるわけですが。皆様はいずれにしても1回こっきりの裁判ですので、いろんな印象をお持ちになったのは分かります。今

の点はこのくらいでよろしいですか。

ところで、評議室でもう一度法廷の尋問の一部を見返したというようなことがあった方はこの中におられますか。この中にはいらっしゃらないですね。中島裁判官は、そういう経験をしたことがありますか。自分が関与された事件で、評議室でもう一度見返したということですが。

中島裁判官

使ったことはあります。証人の発言の、全体の趣旨はやっぱり全部再生できないので、その一つの発言がどうだったのか、どういう証言をしたのかというのが重要なときは、一応再生したり。また、皆さんメモとられてて、ここはこう言ってたというのが違ったときに検証するという意味で使ったことはあります。

司会者

私の経験でも、もう何十件、相当件数やった中でも、見返したのは1回あったかどうかという感じですね。メモをとるのがいいか悪いかは別にしてメモをとるんですね、大半の場合は。例えば、裁判官も含めて何を言っていたかが分からないことがあっても、結構すばらしいメモをとってる方が裁判員の中におられたりなんかして、それで照合すると一応解消するということがあるので、実際に見返してるということはあまりないんじゃないでしょうかね。ましてや尋問全体をもう一遍聞き直すとかそういうことはほとんどされてないんじゃないかなと思います。ほかに何か御質問ございますか。

では、評議の秘密はあるんですが、特に事実認定に関して評議で意見をしっかりと述べることができたというような感じをお持ちかどうかを伺いたいと思います。では、8番の方からお願いします。

8番

評議の事実認定に関してということなんですが、うちのメンバーは非常に活発に意見が出ていたので、私も十分に意見が言えました。あと、評議のと

きに私が白板のほうを見ていて話が一瞬分からなくなったときがあったんですが、それをちゃんと振り返ってちょっと戻って、この件ってよかったんです。それをちゃんと振り返ってちょっと戻って、この件ってよかったんです。それと聞いていたりすることも可能でしたので、非常にいい雰囲気の中で自由闊達に評議ができたんじゃないかなと思っております。あとは量刑の意見ですか。

司会者

それも併せておっしゃっていただいても結構ですが。

8番

そちらのほうも同じく意見を述べる事ができたと考えています。量刑のデータに関して、そういうものがあるというのは参考になりますし、それもよかったかなと。あと、裁判官の説明もちゃんとありましたので、その辺のデータの位置づけ等も理解した上で、量刑の考えを述べる事ができたと思います。

司会者

ありがとうございます。では、7番の方、お願いします。

7番

事実認定に関してなんですけれども、十分に意見を述べる事ができたというふうな感想を持っております。細かいこともそうなんですけれども、本当に私の参加したものに関しては、どんどん意見を述べていったところが全体の雰囲気でありましたので、そういったところでは私も含めてほかの裁判員の方も意見を、何でもかんでも自由に述べていいというわけではないんですけれども、ちゃんとそれぞれが言いたいことを言う事はできたと思います。量刑に関してなんですけれども、裁判官による説明もちゃんとありました。こういった事件の類いでは大体こうだといった形でデータ等もありましたので。本当にこの裁判員裁判である意味、量刑を決めるというか評議するところというのが一番難しい部類に入ると思うんですけれども、そういった

ところでも私もこういうふうにするという形で述べる事ができたので、  
そういった意味では十分だったかなというふうに思います。

司会者

どうもありがとうございます。では、6番の方、いかがでしょうか。

6番

事実認定の評議についてなんですが、これは自分が担当した裁判に関しては十分活発に言えたかと思えます。足りない分の時間は休憩中とかでちょっといろいろ話もできたので。ちょっと話しましょうかみたいな雰囲気になったので、そういったところは十分できたかなと思えます。あと、量刑に関して十分意見を述べる事ができたかについても、十分に意見は述べれたんですが、データを見せていただいた際ですが、年数よりも、自分が担当した事件に関して言えば罰金刑のほうを多くしたほうがよかったのではという。量刑に関して言えば、ぶっちゃけた話、ほかの密売とか運び屋さんがいたら誰でもなれるわけですから。それよりも、一罰百戒の意味を込めて、こういうことをやったらこれだけのお金がかかるんだから、むしろやらないほうがいいんだからやるなという意味で、罰金のほうを重くしたほうがよかったかなという後悔が残っております。

司会者

実際に密輸事件の罰金の決め方はなかなか難しいし、説明も難しいところなんですけど。5番の方、お願いします。

5番

私も、あと一緒に参加した裁判員の方も、結構言えたねというような感じの意見がありました。ですから意見は述べる事ができたと思えます。一番プレッシャーがかかった作業だったんですけども、概ね公平なものできたんじゃないかなと思っております。

司会者

ある意味、認定よりも量刑のほうが苦しいところがあるということですね。

5 番

そうですね。

司会者

では、4 番の方、評議についてお願いします。

4 番

事実認定に関しては、もうちょっと意見を述べてもよかったかなと思いましたが。というか、あの短い時間で考えなきゃいけないことがあったりして、そこまで私は頭が回らないので。ただ、ほかの裁判員の人たちがいろいろ出してくれたこともあるので、それはそれでいいのかなと自分では納得してます。量刑に関しては十分意見を述べたと思います。やっぱりみんなからもいろいろ出て、その中で折り合いをとるということと、資料が結構あったのと、今回携わっていた事件の前の時点でそれに携わった人の刑がもう出てたので、ただ、そこで感じたのは、人の刑を私たちの意見によって判断する重さというのを物すごく感じました。やっぱり意見がさまざまあって、それが1年早く出られるかどうかの重みというのを物すごく感じました。ただ、やっぱり罰は罰なので、そういう認識のもとで、このぐらいが妥当じゃないかという意見を述べましたが、裁判官の人たちというのは物すごい大変な仕事をしているんだと、そのときにつくづく感じたものです。

司会者

ありがとうございました。

3 番

事実認定に関して言えば、うちのチームは1日評議が飛んだんですね。早く決まったので。

司会者

要するに、予定していた評議よりも。



### 3番

ちょうどこのときにタイムリーに嵐の松潤がやっていた「99.9」のドラマがやってまして、ちょっと松潤になりきって、もう一回弁護側のほうでもっと強く意見を言うておけばよかったかなと個人的にはちょっと思っています。十分意見を述べることができたかという部分では、そこがちょっと心残りです。量刑に関しては、ここも決まったことなので十分に自分の意見を述べることができました。

#### 司会者

では、2番の方お願いします。

### 2番

事実の認定については、裁判長以下、裁判官の非常にスムーズな進行といえますか、裁判員全員に対してきちっと意見を述べる機会を与えていただいたので、十分に述べることができましたし、そこでほぼ裁判員全員の意見といますか、意思が同じ方向になったのかなというふうに思いました。あと、量刑に関しては、やはり最初の検察側からの求刑が重いのでびっくりしました。罰金も含めて物すごい、こんなに重いのかというのを感じました。やはり非常にプレッシャーはありました。ただ、皆で決めるに当たって大体2回目ぐらいでみんなの量刑が大体そろったので、それも非常にいいといえますか、スムーズに進めることができたのかなというふうに思います。

#### 司会者

最後になりましたが、1番の方、どうぞ。

### 1番

私も、意見を述べやすいといえますか、裁判長も一人一人順番に話を振ってくださったというのもありますし、分からないときは休憩中に裁判長だったり裁判官だったり、これってこういうことだったんですよねとか、分からないことも休憩中に聞けて、じゃあまた後でみんなに意見聞いてみましょう

かという形をとったり，非常に意見は自分も言えたと思います。量刑に関しても，画面のグラフがあったことによって，参考といいますか，逆にそれがないと私は分からなかったというのもありましたし，グラフを参考にして自分の考えだったりをうまくまとめられたんじゃないかなというふうに感じます。

司会者

どうもありがとうございました。予定の時間が参りましたので，もうちょっと伺いたいこと，あと質問されたい方もおられたかと思いますが，本日はこれで終了させていただきたいと思います。本日はどうも御協力ありがとうございました。

以 上